

06 扶養手当について

扶養手当とは、「扶養する家族」がいる場合に支給される手当です。扶養親族によって認定条件や必要書類が変わります。該当職員への聞き取りや、**事務提要 P1501～**、**給与事務の手引**、**事務マニュアル「18 扶養」**などを確認しながら処理を行っていきましょう。

＜扶養親族と扶養手当額＞

扶養親族 下記のもので主として職員の扶養を受けているもの	扶養手当額
配偶者（事実上の婚姻関係も含む）	令和7年度 3,000円 令和8年度 0円
満22歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある子および孫	令和7年度 各1人につき11,500円 令和8年度 13,000円 ※満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は加算あり
満60歳以上の父母および祖父母 満22歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある弟妹	各1人につき6,500円

※ 上記の者であっても、年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれるものについては扶養親族とすることはできません。

ここでさす年額とは1月～12月（暦年）の所得ではなく、事実発生の日以後将来にわたって1年間という意味です。

＜被扶養者の認定・取消に必要な書類について＞

事務マニュアル 『18 扶養 18-(06)』『18 扶養 18-(07)』 参照

＜扶養手当の報告＞

扶養状況が変化したときには、給与報告書（2）で報告します。

記入方法は、**事務マニュアル**、**人事給与電算事務提要**を参照。

＜被扶養者の確認＞

年に2回（6月と11月）認定要件の事後確認を行います。

○満18歳未満の被扶養者以外は**全員『所得証明書』**を確認

○以下の書類はそれぞれ該当する場合に確認する

- ・年金受給者・・・・・・・・・・・・・・・・・・『年金改定通知書』
- ・学生（大学生・専門学生）・・・・・・・・・・『在学証明書』
- ・パート・アルバイト等をしているとき・・・・・・・・・・『給与支払証明書』
- ・事業所得・農業所得等があるとき・・・・・・・・・・『確定申告書、収支内訳書の写し』
- ・職員が主たる扶養者であることを確認できる書類・・・・・・・・『住民票・所得証明書等』
- ・配偶者を欠く父母・祖父母は遺族年金の受給状況を確認できる書類

(遺族年金受給の可能性はあるが受給していない場合は別紙申立書を提出)